

令和7年
11月中に

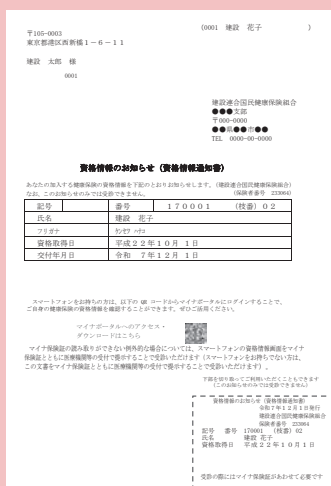
マイナ保険証をお持ちの方には 「資格情報のお知らせ」を マイナ保険証をお持ちでない方には 「資格確認書」を 建設連合国保より一斉に交付します

交付するものは、支部の窓口でお渡し又は支部から郵送でお届けします。

※マイナ保険証とは……マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

●令和7年11月に建設連合国保より交付するもの及び、令和7年12月1日以降の 医療機関等への受診方法

〔マイナ保険証をお持ちの方〕



項目	内容
氏名	建設 太郎
生年月日	昭和41年11月11日
資格取得日	平成18年4月1日
交付年月日	令和7年12月1日

令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

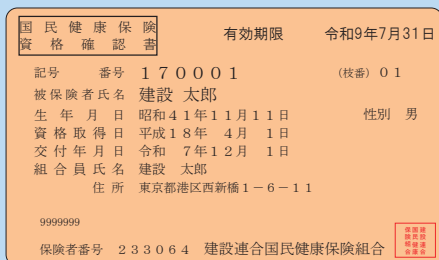
マイナ保険証を提示
してください。

※「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。(マイナ保険証に対応していない医療機関等においては、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。)

「資格情報のお知らせ」
※A4サイズ

- マイナ保険証をお持ちの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
- 既に「資格情報のお知らせ」をお持ちの場合は、新しい「資格情報のお知らせ」は交付されません。

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕



項目	内容
氏名	建設 太郎
生年月日	昭和41年11月11日
資格取得日	平成18年4月1日
交付年月日	令和7年12月1日

「資格確認書」
※カードサイズ
(プラスチック)
※だいたい色

令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

新しい資格確認書を提示
してください。

●有効期限は、令和9年7月31日です。

- 氏名や住所の変更、他の健康保険に加入などした場合は、必ず所属の支部まで届け出をしてください。
- 建設連合国保の資格がなくなったにもかかわらず、所属の支部で手続きをしないまま、マイナ保険証や資格確認書を使用した場合、その分について建設連合国保が病院に支払った医療費を全額返還していただきます。

現在お持ちの**保険証(藤色)**または**資格確認書(若草色)**は
令和7年11月30日まで使用することができます。

有効期限までは絶対に破棄しないでください。

12月1日以降に、ハサミなどで細かく裁断するなどして確実に処分してください。

資格確認書が交付された方は裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。

意思を記入するかどうかは、本人の判断によるものであり、強制ではありません。

記入した内容を目隠ししたい場合、同封の「意思表示保護シール」を活用してください。

マイナ保険証についてわからないことはこちらから確認できます。

- マイナンバーカードの保険証利用登録の確認方法は？
- マイナ保険証の電子証明書の有効期限が切れてしまった場合は？ など



お名前やご住所に外字が含まれている方へ

「外字対応」の終了に関するお知らせ

建設連合国保では、これまで被保険者のお名前やご住所に JIS 規格及び Windows 環境依存文字以外の文字が含まれる場合には、個別に文字（外字※）を作成し、対応してまいりました。

しかしながら、健康保険の資格情報がオンラインで確認できる仕組み（オンライン資格確認等システム）の導入により、「外字」として作成した文字が医療機関等において正しく表示されないなど事務処理上の支障が生じています。そのため、令和7年9月以降は外字対応を終了し、代替文字に置き換えいたします。

対象の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※外字とは、コンピュータ機器の文字システム（JIS規格コードなど）にあらかじめ登録されていない文字を建設連合国保内で外字作成ソフトなどを用いて作成し、コンピュータ機器に個別登録した文字のことです。

※既に交付済みの書面等（資格確認書、資格情報のお知らせ、保険証、限度額適用認定証等）につきまして差し替えは行いません。

保険料は期日までに納めてください

保険料は、国の補助金と合わせて、組合員とその家族が病気やけがをしたときの医療費をはじめ、その他の給付金の支払いに充てるための大切な財源です。

保険料は、必ず決められた期日までに決められた方法で納めてください。

なお、保険料を滞納された場合、建設連合国保の規約により脱退していただきます。

みなさまの保険料が建設連合国保を支えています。

